

医療 DX 推進体制整備加算における留意事項

医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率ベースは、令和7年1月適用分までは「レセプト件数ベース」と「オンライン資格確認件数ベース」のうち高い方を用いることが出来ましたが経過措置が終了し、令和7年2月適用分からは「レセプト件数ベース」で要件を満たす必要があります

算定区分	マイナ保険証利用率ベース	1月診療分	2月診療分	3月診療分
加算1 (11点)	レセプト件数ベース	8～10月の最高値 30%以上	9～11月の最高値 30%以上	10～12月の最高値 30%以上
	オンライン資格確認件数ベース	9～11月の最高値 30%以上	経過措置終了	
加算2 (10点)	レセプト件数ベース	8～10月の最高値 20%以上	9～11月の最高値 20%以上	10～12月の最高値 20%以上
	オンライン資格確認件数ベース	9～11月の最高値 20%以上	経過措置終了	
加算3 (8点)	レセプト件数ベース	8～10月の最高値 10%以上	9～11月の最高値 10%以上	10～12月の最高値 10%以上
	オンライン資格確認件数ベース	9～11月の最高値 10%以上	経過措置終了	

<補足>

9月～11月の最高値が「オンライン資格確認件数ベース」の方が高い場合、2月適用分からは「レセプト件数ベース」を用いる必要があります
従って利用率によっては算定できる点数が変わりますので、事前に利用率設定を確認の上、当加算を算定いただきますようお願い致します

また、利用率が下がる場合は1月適用分以前の訂正を行うと点数が変わる場合があります
その場合、下記のメッセージが表示されますが、警告のため、「閉じる」を押して進めて下さい

(KERR2)エラー情報

K135

マイナ保険証利用率 11%

警告！マイナ保険証利用率から算定できる医療DX推進体制整備加算の区分が合いません

閉じる